第２２期 第１１回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和４年５月２３日（月）
１５：３０～
場　所：佐賀県水産会館「大会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次　　第 ～

１　開　　会

２　議　　題

（１）アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）　・・・Ｐ１～２
（２）ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）　・・・Ｐ３～５
（３）クラゲの採捕に係る委員会指示（案）について（協議）　・・・Ｐ６～１０
（４）委員会指示の適用除外について（協議）
　１　佐賀県有明海漁業協同組合　・・・Ｐ１１～１５
　２　佐賀市環境政策課　・・・Ｐ１６～２１
　３　佐賀市上下水道局　・・・Ｐ２２～３５
　４　佐賀県宇宙科学館　・・・Ｐ３６～３９
　５　日本工営株式会社　・・・Ｐ４０～４５
（５）令和４年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の許可方針（案）について
（諮問）　・・・Ｐ４６～４９
（６）令和５年漁業権一斉切替について（報告）　・・・Ｐ５０～５５
（７）その他

３　閉　　会

佐有漁協指第６１号
令和４年５月１６日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西　久

アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、県におけるアゲマキ復活に向けた取組が続けられております。

このため、令和３年６月１日から令和４年５月３１日までの間、委員会指示にてアゲマキの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きアゲマキの採捕を禁止し、アゲマキ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

１．操業禁止期間　　令和４年６月１日から令和５年５月３１日

２．採捕禁止区域　　佐賀県有明海区

３．採捕禁止対象　　全てのアゲマキ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５６号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和４年５月　　日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

１　アゲマキの採捕を禁止する。

２　指示の期間は、令和４年６月１日から令和５年５月３１日までとする。

佐有漁協指第６０号
令和４年５月１６日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西　久　保　敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西　久

ウミタケ採捕禁止について（要望）

謹啓　貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、有明海のウミタケ資源は激減していることから、県において資源回復に向けた取り組みが続けられております。

このため、令和3年5月1日から令和4年5月31日までの間、委員会指示にてウミタケの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きウミタケの採捕を禁止し、ウミタケ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、ウミタケ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

１．採捕禁止期間　　令和4年6月1日から令和5年5年31日

２．採捕禁止区域　　佐賀県有明海区全域

３．採捕禁止対象　　全てのウミタケ

佐有漁協指第７２号
令和４年５月１９日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西 久 保 敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西　久　保

操業の判断等の基準作成の為の調査操業の実施予定について

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ウミタケ資源につきまして、ご承知の通り委員会指示等で資源の保護・回復を図っております。このような中、令和2年12月施行の改正漁業法では、漁場及び資源の適切かつ有効な利用を求められているところです。

この事から、今後ウミタケ資源を適切かつ有効に利用すべく、今後の操業判断の際に必要となる基準を作成する為、昨年に引き続き調査操業の実施を計画しております。

つきましては、ウミタケ資源が限られている中ではありますが、今後調査操業を行う事についてご理解、ご協力下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５７号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和４年５月　　日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

１　ウミタケの採捕を禁止する。

２　指示の期間は、令和４年６月１日から令和５年５月３１日までとする。

佐有漁協指第358号
令和4年3月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保

クラゲ資源の保護について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして令和４年３月８日に開催した運営委員長・支所長会議にて協議致しました。その結果、下記の内容を取り入れたところで委員会指示となるよう要望することを決定しましたので、貴委員会にてご協議頂きたく要望致します。

記

１、委員会指示による規制

（１）**委員会指示期間　令和４年６月１日から令和７年５月３１日まで（３年間）**

（２）採捕サイズ　　傘幅４０センチメートル以上

（３）採捕期間　　７月１日から１０月３１日まで

（４）採捕禁止区域　航路区域（別添のとおり）

（５）固定式刺網漁業でビゼンクラゲを採捕する場合の漁具の規模等

ア　１隻が使用する網漁具の総延長は２５０ｍ以下

イ　網丈は９ｍ以下

ウ　網の目合は２０センチメートル以上

エ　使用する漁具は１統

２、固定式刺網漁業許可方針による規制

（１）ボンデンに設置する旗の高さ：水面から１ｍ以上

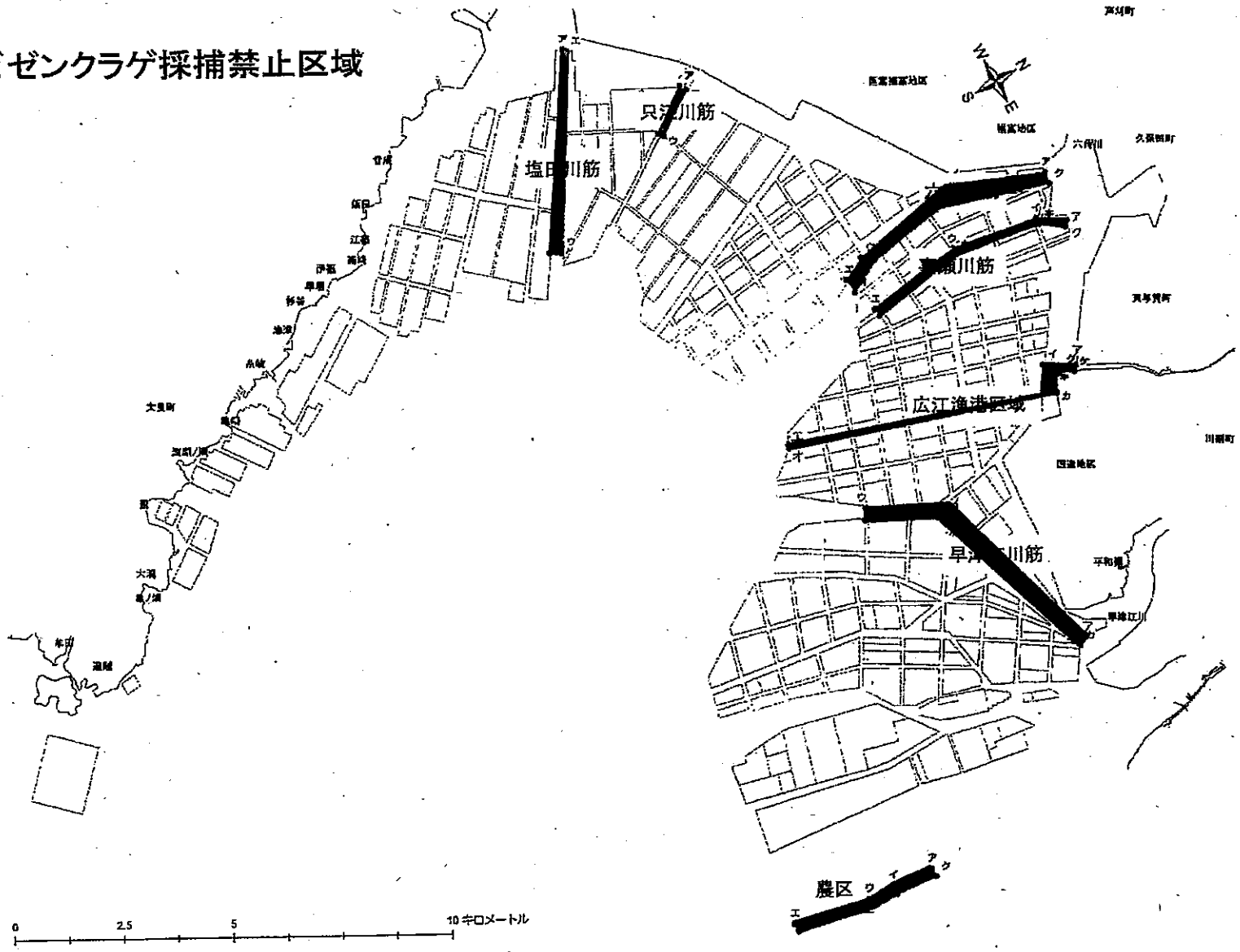
（２）　〃　　旗　色　：

「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」

〃　　**夜間照明色　：**

「上手側:赤、下手側:白」又は「西側:赤、東側:白」

ビゼンクラゲ採捕禁止区域



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５８号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和４年５月　　日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　　西久保　　敏

1　傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。

2　6月1日から6月31日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3　次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

（1）塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

（2）六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク　北緯　33度10分57秒、　東経　130度14分14秒

（3）嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

（4）広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

（5）早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

（６）農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

（７）只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33 度 07 分 35 秒、	東経	130 度 10 分 25 秒
イ	北緯	33 度 07 分 04 秒、	東経	130 度 10 分 49 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 02 秒、	東経	130 度 10 分 45 秒
エ	北緯	33 度 07 分 32 秒、	東経	130 度 10 分 19 秒

４　ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

（１）１隻が使用する網漁具の総延長	250 メートル以下
（２）網丈	９メートル以下
（３）網の目合	20 センチメートル以上
（４）使用する漁具	１統

５　指示期間

令和４年６月１日から令和７年５月３１日まで

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５３号の適用除外申請書

佐有漁協指第 73 号
令和４年５月１９日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５３号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第５３号については、令和４年５月３１日までの指示期間となっているものの、令和４年５月２３日開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願い致します。

記

１．適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために、過去、ウミタケが生息していた場所を中心に調査操業を予定している。本調査操業では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

２．調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し操業に向けた基準作りを検討していくことと、ウミタケ採補の伝統的な漁法であるネジ棒及び簡易潜水器漁業の技術を次の世代へ継承していくことを目的とする。

３．調査の方法

ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息状況（生息箇所・生息密度・生息環境）の把握と採捕したウミタケを市場等に出荷し市場調査を行う。

４．採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物　最大９，０００個体

5．適用除外の期間

令和４年６月８日から令和４年６月３０日まで

6．調査操業計画

別紙のとおり

7．調査地点

佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

令和4年度ウミタケ調査操業従事者一覧

1.ネジ棒

[住所及び氏名]

	支所	住所	従事者
1	[redacted]		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

[使用船舶]

	支所	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関		漁船所有者
					種類	馬力	
1	[redacted]						
2							
3							
4							
5							
6							

※予備船

2.簡易潜水器

[住所及び氏名]

	支所	住所	従事者
1	[redacted]		
2			
3			
4			
5			

[使用船舶]

	支所	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関		漁船所有者
					種類	馬力	
1	[redacted]						
2							
3							
4							
5							

令和４年度 ウミタケ調査操業実施要領

１．調査の目的　　有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し操業に向けた基準作りを検討していくことと、ウミタケ採補の伝統的な漁法であるネジ棒及び簡易潜水器漁業の技術を次の世代へ継承していくことを目的とする。

２．調査の方法　　ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息状況（生息箇所・生息密度・生息環境）の把握と採捕したウミタケを市場等に出荷し市場調査を行う。

３．調査年月日　　[ネジ棒]　令和４年６月 8･9･10･12･13 日（5 日間）
[簡易潜水器]　令和４年６月 16･17･20･21･22･23 日（6 日間）
※荒天の場合は日程の変更あり

４．調査操業時間　　ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から２時間以内
※簡易潜水器はボンベ２本上限

５．調査操業漁船　　ネジ棒５隻・簡易潜水器５隻

６．調査操業海域　　佐賀県有明海区（過去に採捕実績のある漁場）

７．調査操業の条件
①ネジ棒及び簡易潜水器業者の操業により調査を行う
※双方リーダー船を選定し調査操業の開始・終了・中止等の指揮にあたる
※調査操業の従事者は必ずライフジャケットを着用すること
②調査日毎に別紙の調査操業日誌を記載する（調査操業日誌作成予定）
③１日１隻３地点で１０分間は過去に採捕実績のある漁場を調査する
④採捕対象生物はウミタケのみとする
⑤漁獲量は１日１隻１０箱を上限とする
⑥採捕したウミタケは調査操業実施者が筑後中部魚市場(漁協仕切り)及び一部まえうみに出荷する

７．調査操業実施者への精算方法
（ネジ棒）……日当・傭船料として１日・１隻・２５，０００円(税込)を支払う
＊乗船の採補従事者へは別途１日・１５，０００円(税込)を支払う
（簡易潜水器）……調査操業における水揚げ金額から必要経費を差し引いた残金を調査終了後に実施者へ精算する
※ネジ棒及び簡易潜水器それぞれ別々に精算する

佐市環政第８３号
令和４年５月１１日

佐賀県有明海区漁業調整委員会　会長　様

申請者　住　所　佐賀市栄町１番１号
氏　名　佐賀市長　坂井　英隆

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５２号及び第５５号の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５２号及び第５５号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第５２号については、令和４年５月３１日までの指示期間となっているものの、令和４年５月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議が行われると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようにお願いします。

記

１　目的

国際的に重要な湿地として、平成２７年５月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

２　適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５２号、第５５号

３　使用船舶

使用船舶なし

４　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

底生生物　若干量

５　採捕の期間

令和４年６月１日から令和４年１０月３１日まで（６月に２日間、９月に２日間程度）

６　採捕の区域

東よか干潟（２１８ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7　使用漁具及び漁法

・コドラート25cm角の底生生物のふるい採取

・手網、移植ゴテ及び素手による底生生物の定性採取

・スコップ及び採泥器による底生生物の定量採取

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8　採捕に従事する者の住所及び氏名

住　所	氏　名
[redacted]	

別紙

東よか干潟底生生物調査概要書

令和４年５月１１日
佐賀市環境政策課

1　調査目的

国際的に重要な湿地として平成２７年５月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図ります。

2　調査時期

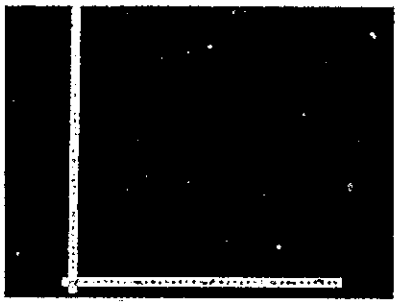
令和４年６月１日から１０月３１日までの期間で、春期２日、夏期２日の計４日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

3　調査方法（使用漁具及び漁法）

（1）定量採取

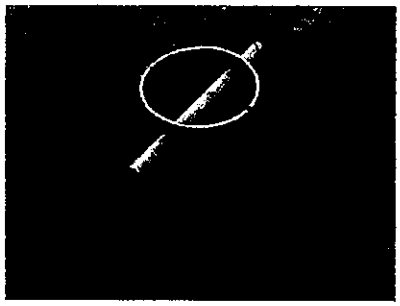
２５cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともに採泥器又はスコップで掘り返し、１mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート



1mm目のフルイ



採泥器
（外径214mm、内径200mm、長さ300mm程度）

別紙

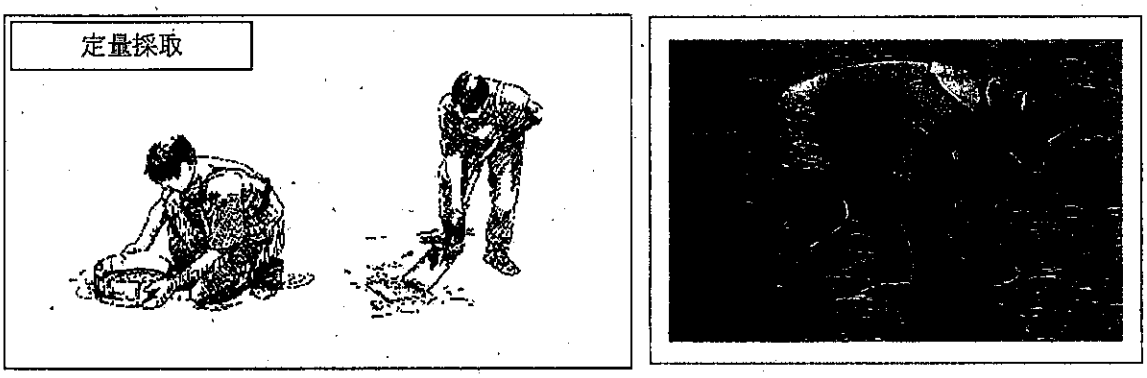
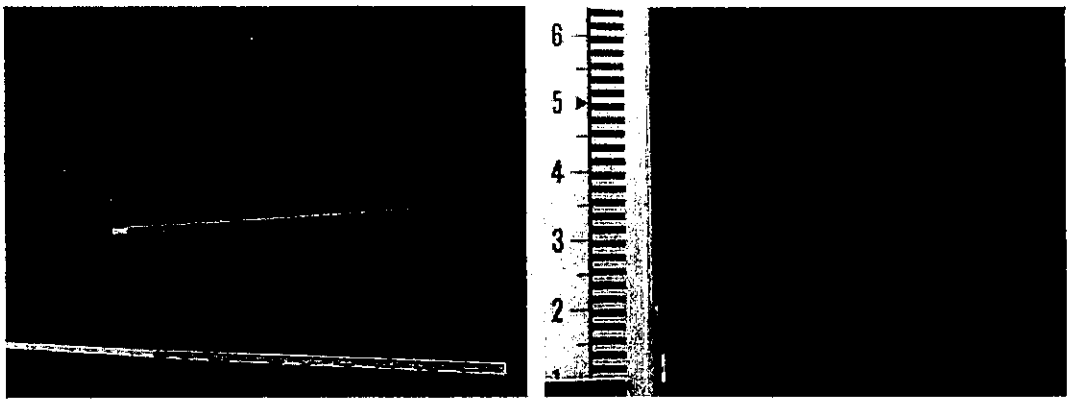


図-1、2　定量採取イメージ

（2）定性採取

手網、移植ゴテ及び素手による任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



手網

（網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用）

別紙

4　調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（２１８ha）の区域とします。

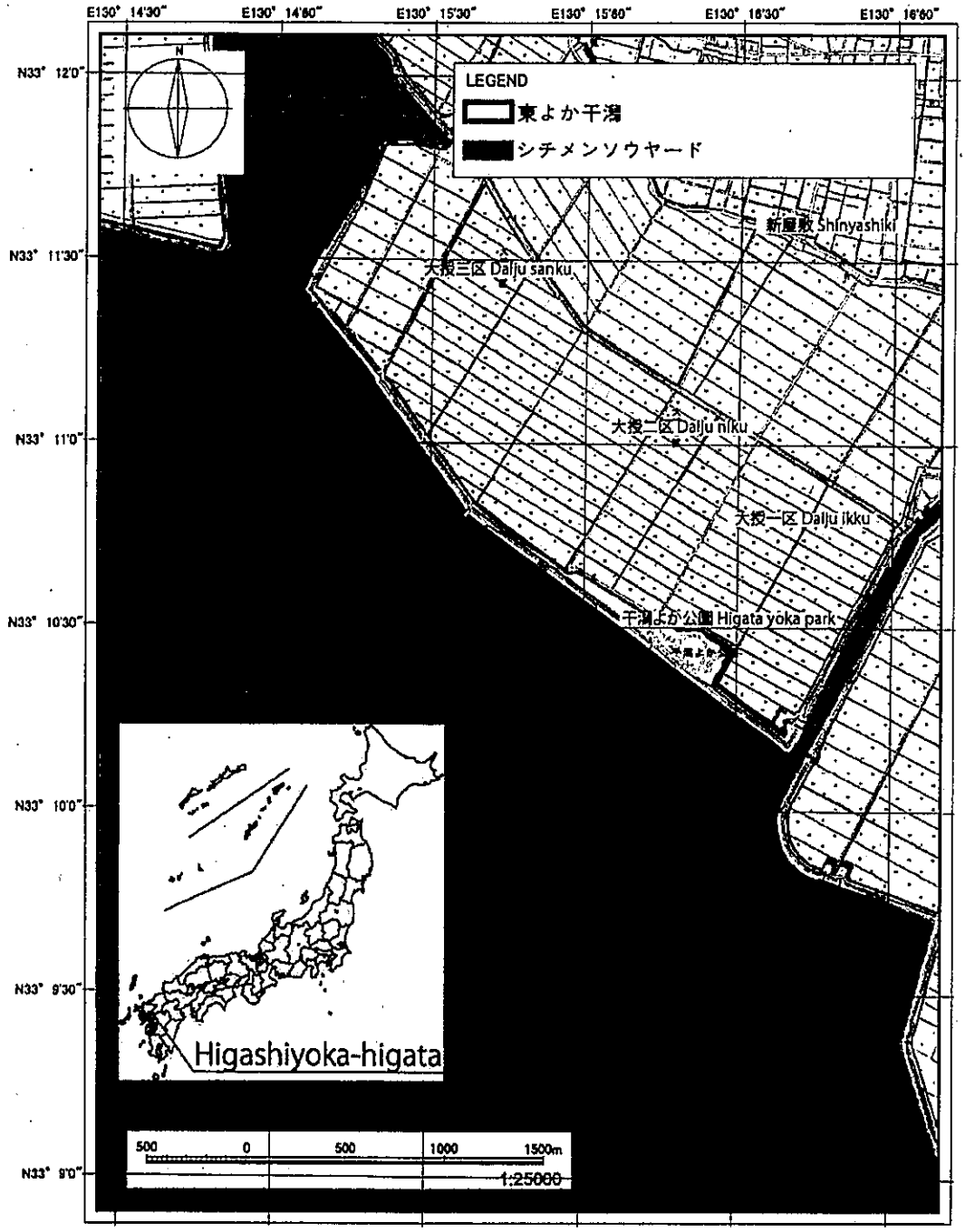


図-3　調査範囲

以上

令和４年４月２１日

同意書

佐賀市長　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保

佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

1　調査目的
　ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。

2　採捕区域
　東よか干潟（２１８ｈａ）の範囲

3　調査期間
　令和４年６月１日（水）から令和４年１０月３１日（月）まで

4　使用漁具及び漁法
　スコップ、手網等による底生生物の採取

5　採捕に従事する者の住所及び氏名

住　所	氏　名
[redacted]	

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第１号、第５２号、第５３号、第５５号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

住所　佐賀市若宮３丁目６番６０号
氏名　佐賀市上下水道局
佐賀市上下水道事業管理者　田中　泰治

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第５２号及び第５３号については、令和４年５月３１日までの指示期間となっているものの、令和４年５月２３日開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いします。

記

1　適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第１号、第５２号、第５３号、第５５号

2　適用除外の目的・理由
「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第７条第２項」に基づく水質・底質調査のため

3　適用除外の期間
令和４年６月１日から令和５年３月３１日まで

4　調査を実施する者の住所及び氏名
[redacted]

5　調査に使用する船舶
（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）　別紙１参照

6　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量　底生生物　約1300g

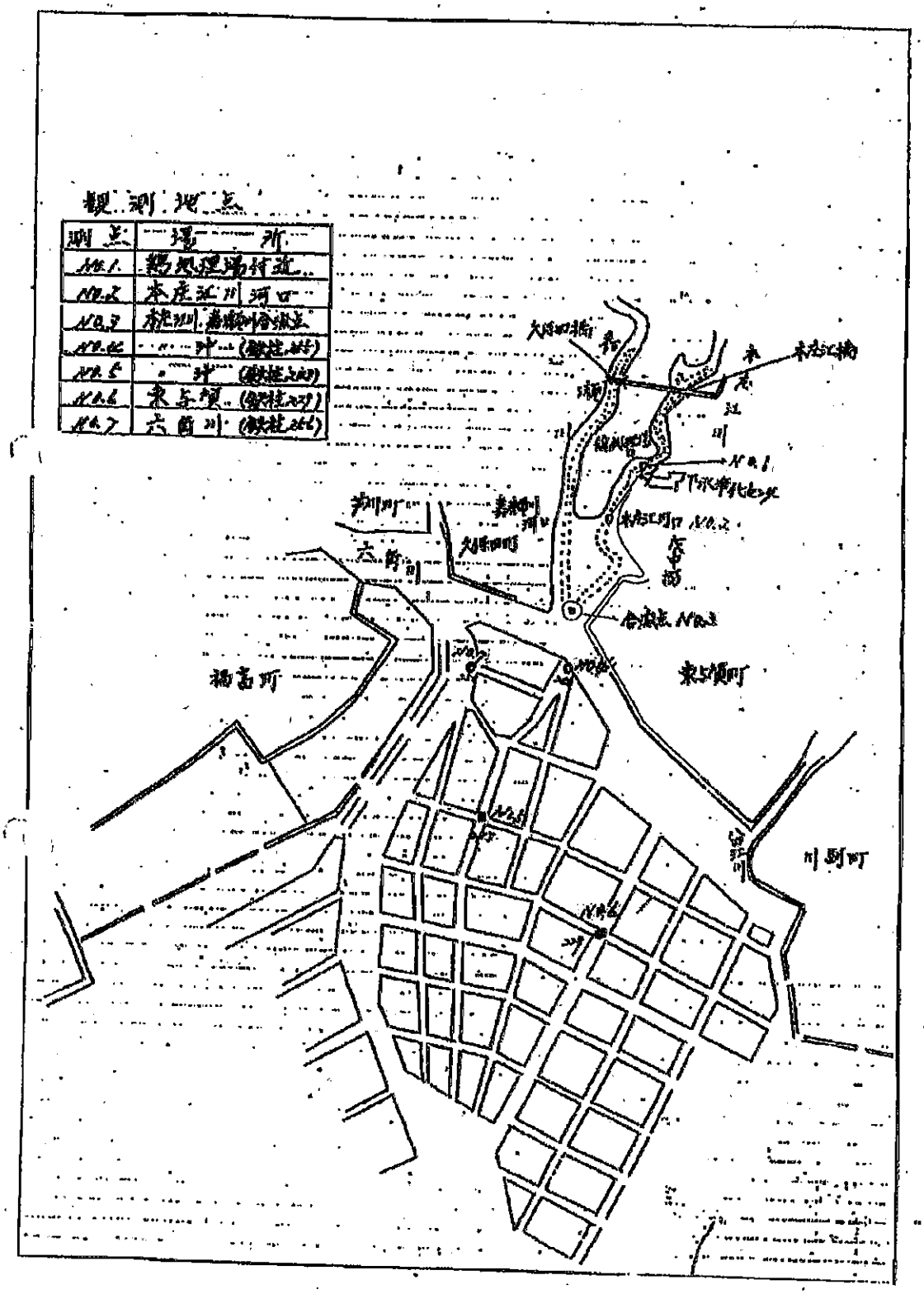
7　調査方法
別紙２に示す測定点（No.1～No.7）において、６月及び１１月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、マクロベントス等を測定する。

8　調査区域
別紙２のとおり

別紙１　使用船舶一覧表

(1)名称	(2)漁船登録番号	(3)総トン数 船舶の長さ	(4)推進機関の種類 馬力数	(5)所有者の 氏名
[redacted]				

別紙２


観測地点
測点 場所
No.1 鵜飼浄場付近
No.2 本庄江川河口
No.3 桃洲島鵜飼待機所
No.4 〃 (観測No.3)
No.5 〃 (観測No.3)
No.6 東与頃 (観測No.3)
No.7 六間川 (観測No.6)
大橋
本庄江橋
本庄江川
下水浄化センター
本庄江川口 No.2
合流点 No.3
福島町
東与頃町
川到町
六間川

協　　定　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において，乙が佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水に関し，公害の防止，水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，処理場からの排水に関し，処理場周辺の河川，海域における良好な漁業環境を保全し，水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに，漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第２条　乙は，処理場からの排水の水質基準については，甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて，甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう，万全の措置を講じなければならない。

（処理方法，規模等）

第３条　処理場施設の処理方法及び規模は，次のとおりとする。

(1)　処理方法　　標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化

(2)　規　　模　　処理人口　１５０,０００人　最大能力１日２１１.８２４トン

(3)　排 水 量　　１日　１０６,５００トン

(4)　放 流 口　　別紙図面のとおり

2　乙は，汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善，技術
導入を行い，漁場環境の保全等のため，良好な水質の保全に努
なければならない。

（廃棄物の処理）

第4条　乙は，処理場の操業により発生する廃棄物等を河川，海
に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立してはならない。

（処理場からの排水量の変更）

第5条　乙は，処理場に関する排水量の変更を行う場合，甲と事前
に協議し，甲の同意を得なければならない。

（排水の水質）

第6条　乙は，放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定め
る基準値以下に保たなければならない。

（平常時における水質及び水量の測定，通知）

第7条　乙は，放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周
辺の河川，海域における水質等の調査，測定を乙の負担において
行うものとし，その結果を速やかに文書にて，甲に通知しなければ
ならない。

2　乙の行う調査，測定の時期，場所，内容等は，別途甲乙協議の
上定める。

（異常時における水質等の調査，測定）

第8条　乙は，甲が海産物の品質，収獲量に異常を認めた場合で排
水に起因すると判断されるときは，甲と協議の上，水質等の調査
測定を行うとともに，甲に対し速やかにその結果を文書にて通知
しなくてはならない。

（共同調査）

第９条　乙は，甲が処理場からの排水に起因して，問題があると認めた場合で，甲より調査，測定を共同して行う旨申出があり，また調査，測定に必要な資料の提出を要求されたときは，これに応じなければならない。

２　共同調査は，甲若しくは乙が，必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて，調査，測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

（費用の負担）

第10条　第８条及び第９条の調査に要する費用は，調査の都度，甲乙協議の上定めるものとする。

（放流の一時停止，施設の改善）

第11条　排水の水質が基準値を超え，その排水により処理場周辺の河川，海域の水産資源に被害を与えた場合，甲の要求により，乙は放流を一時停止し，速やかに施設の改善，その他必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合，乙は，排水の水質が，水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき，甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（立入調査）

第12条　甲又は，甲が指定する者が調査，測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合，乙はこれに同意し，調査に協力しなければならない。

（事故発生時の措置）

第13条　処理場の水処理に関する諸施設の故障，破損その他の事故が発生した場合，乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を

講じ，その後の排水が，本協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後，甲の同意を得て，放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第14条　乙は，処理場からの排水に関し，甲より苦情の申出を受けた場合，誠意をもつて協議し，解決にあたらねばならない。

2　甲が，乙より通知された事項，又は処理場からの排水により発生した問題につき，乙の説明を求めた場合，乙は，直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第15条　甲及び乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第16条　処理場からの排水に起因して，甲及び漁業関係者に損害が発生した場合，乙は誠意をもつて速やかに補償しなければならない。

2　処理場からの排水が，法令等又は，本協定で定めた水質基準等を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評により，海産物の価格が低落又は販売不能となつた場合，乙は，甲との共同調査により協議算定した被害額を甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合，乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第17条　処理場からの排水の水質及び水量が法令等又は本協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評があり，かつ，その直後海産物の価格低落又は販売不能があつた場合，そ

れはマスコミ又は風評により生じたものと推定する。

（協定の疑義，改定）

第18条　この協定に定める事項につき，改定すべき事由が生じたとき，又は，疑義が生じたとき，並びにこの協定に定めない事項につき，定める必要が生じたときは，甲乙協議の上，誠意をもつて解決する。

（協定の発効）

第19条　本協定は，締結の日より効力を発する。

本協定締結の証として，本書２通を作成し甲及び乙において署名捺印の上，それぞれ１通を保有する。

昭和５３年１１月１７日

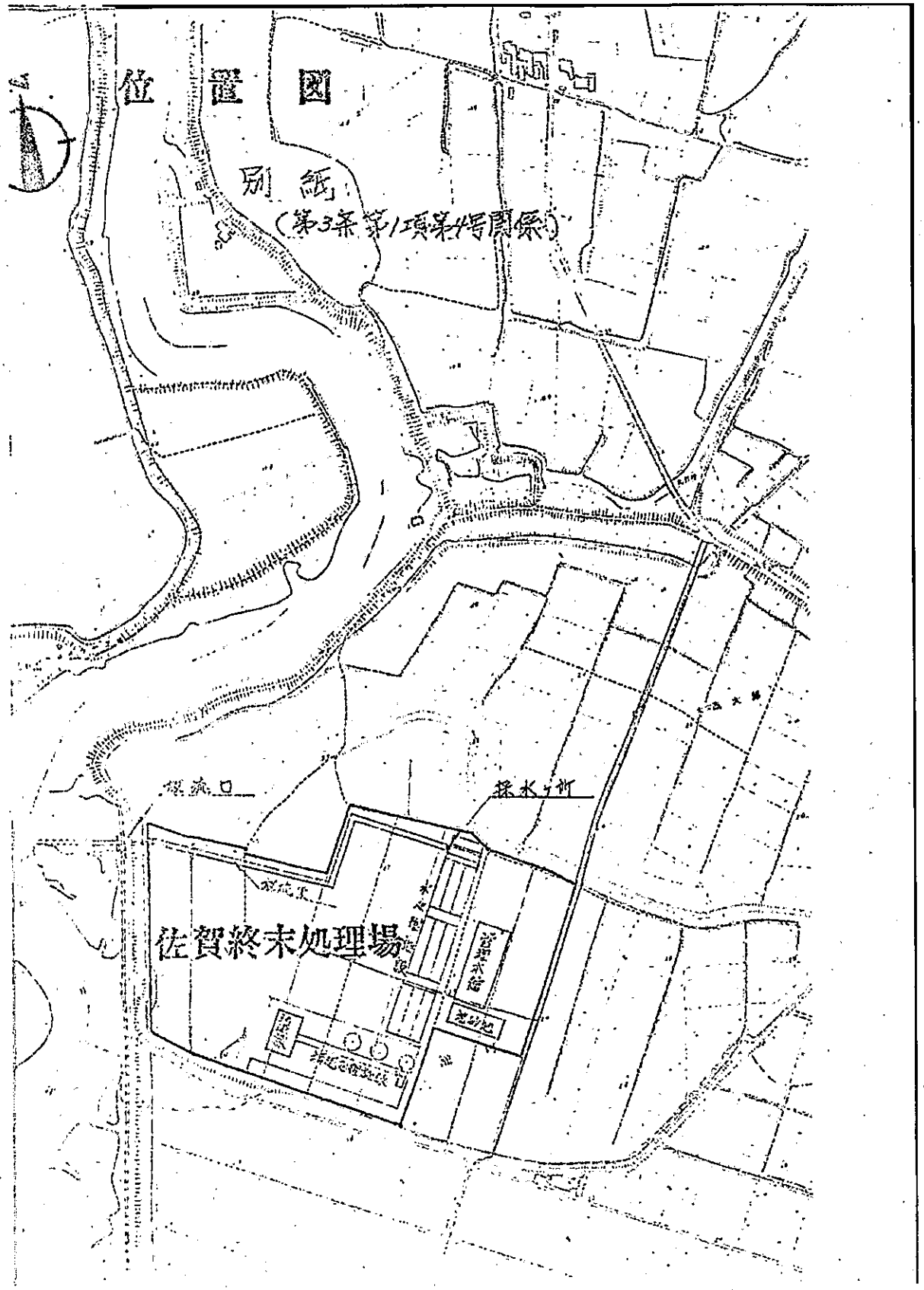
甲　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　田中義

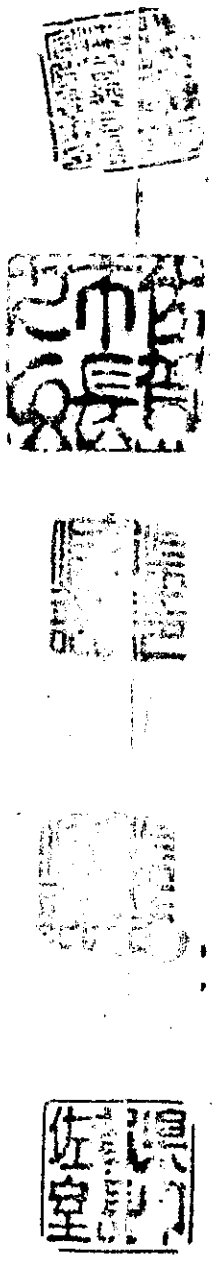
乙　佐賀市長　宮田虎雄

立会人　佐賀県保健環境部長　佐藤

立会人　佐賀県土木部長　別府

立会人　佐賀県水産室長　志丸


位置図
別紙
（第3条第1項第4号関係）
採水ヶ所
佐賀終末処理場



協　　議　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和５３年１１月１７日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第６条及び第７条第２項に基づき、第２期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第１　排水の水質基準

（第６条関係）

(1)	水素イオン濃度（ＰＨ）	６．５～７．５
(2)	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	２０ＰＰＭ以下
	浮遊物物質量（ＳＳ）	４０ＰＰＭ以下
	透視度	４０㎝以上
	大腸菌群数	５００個／㎤以下
(6)	ＡＢＳ	０．２ＰＰＭ以下

第２　水質等の調査、測定

（第７条第２項関係）

(1)時　　期　　６月（大潮、小潮）１３時間観測

１１月（大潮、小潮）１３時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2)場　　所　　本庄江沖　　別紙図面

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3)内　　容　　水質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・ＳＳ・ＣＬ・ＡＢＳ・ＴＮ・ＴＰ等

底質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・灼熱減量・全硫化物・ＴＮ・ＴＰ等

(4)調査機関　　国または県等の専門調査機関等

(5)そ の 他　　放流口からの拡散調査、底棲生物相等

第３　水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

２　前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

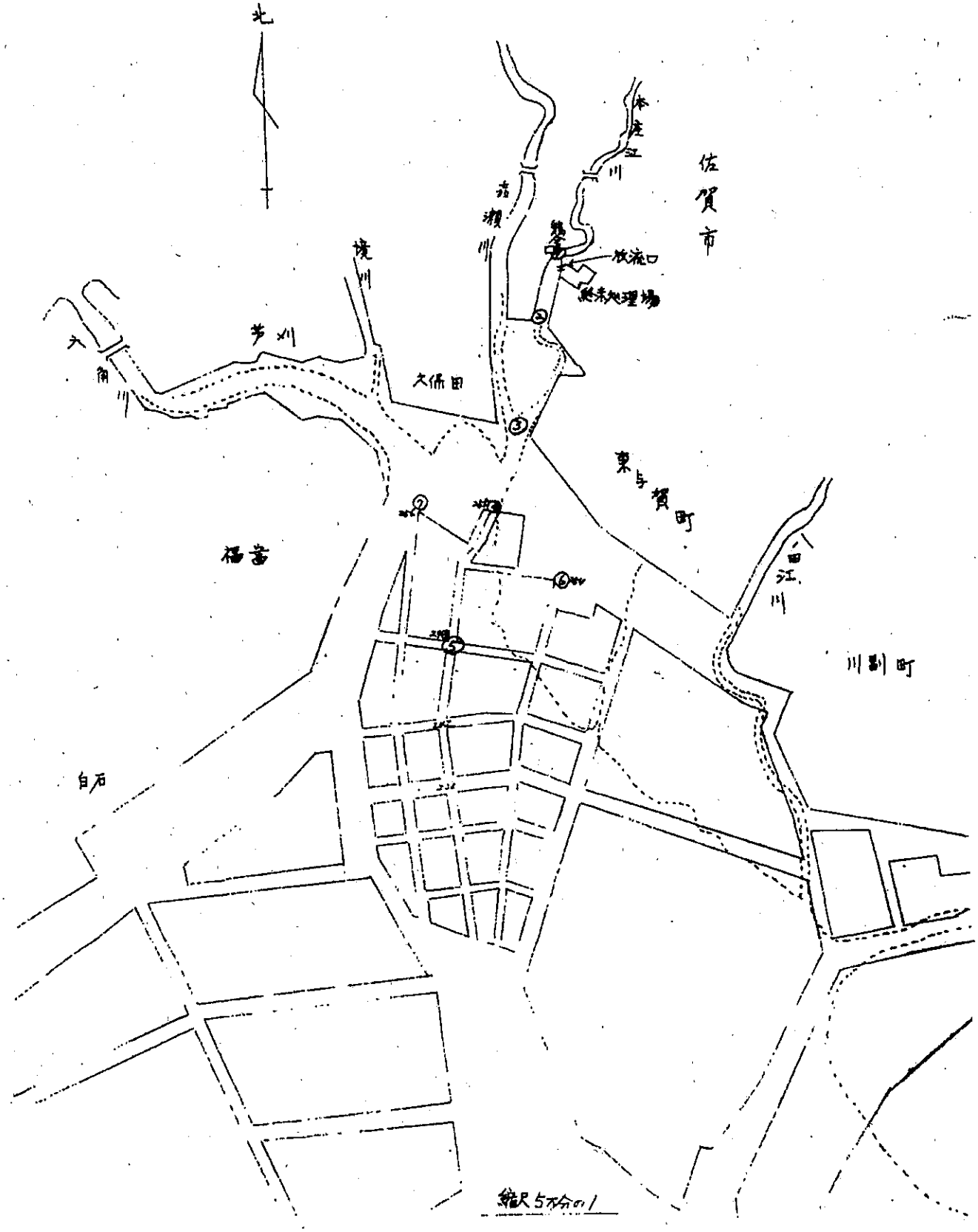
平成３年７月１日

甲　　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　山崎 龍馬

乙　　佐賀市長　西村正俊

（別紙）

（別紙）



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５４号の適用除外申請書

令和４年５月 18 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　　西久保　敏　　様

住所　武雄市武雄町永島 16351
氏名　佐賀県立宇宙科学館
　　館長　　渡辺　勝巳

下記により適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第５４号については、令和４年５月３１日までの指示期間となっているものの、令和４年５月２３日開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いします。

記

１　目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。このたび、ビゼンクラゲの展示を計画しており、適用除外の申請を行うものである。

２　適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５４号

３　適用除外の期間

承認日から令和５年５月 31 日まで

４　採捕に従事する者の氏名および住所

氏名：[redacted]
住所：[redacted]

5　使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名
[redacted]				

6　採捕しようとする水産動物の名称及び数量
名称：ビゼンクラゲ
数量：適用除外の期間中上限　100 個体
大きさ：傘幅 20cm 未満
（令和 3 年度実績：傘幅 5～20cm の個体　約 50 個体）

7　採捕の区域
佐賀県有明海全域

8　使用漁具
アンコウ網

9　添付資料
・佐賀県有明海漁業組合発行　同意書（写し）
・展示水槽概略図

以上

【担当】　佐賀県立宇宙科学館
研究交流グループ [redacted]
【電話】 [redacted]
【FAX】
【Mail】

令和４年　５月 19 日

同　意　書

佐賀県立宇宙科学館
館長　渡辺　勝巳　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地
佐賀県有明海漁業協同組合連合会
代表理事組合長　西久保

下記のことについて同意します。

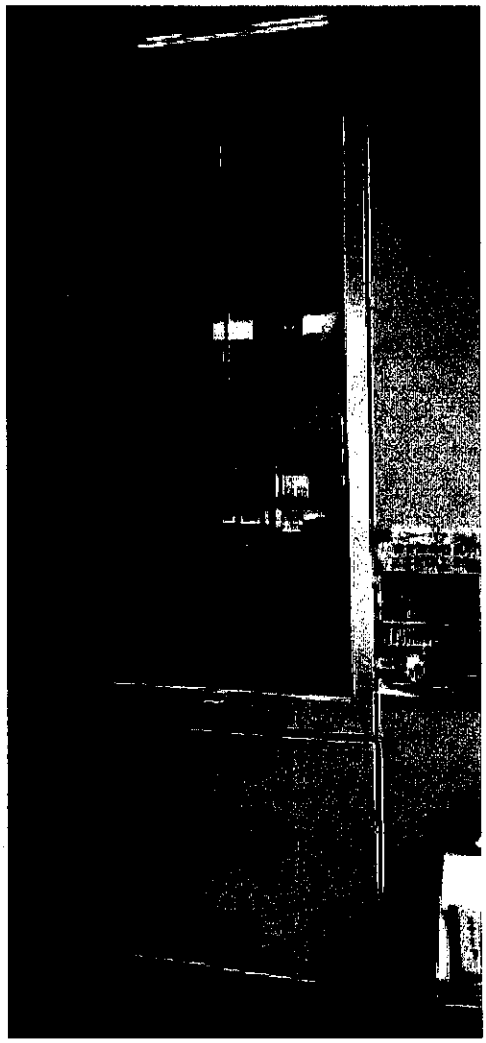
記

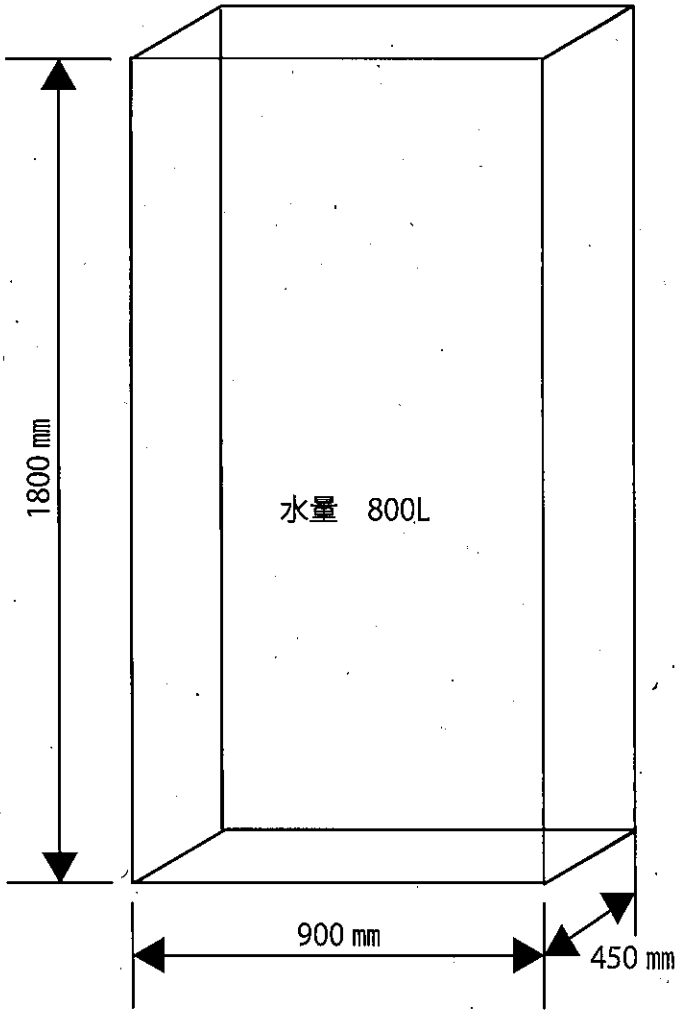
1　採捕目的：佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。ここで、ビゼンクラゲの展示をしたいため。

2　採捕場所：有明海全域

3　採捕期間：同意を受けた日から令和５年５月 31 日まで
（6 月以降も再申請の予定あり）

ビゼンクラゲ展示水槽





佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第１号、第４２号の適用除外申請書

令和４年５月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

住所　福岡市博多区東比恵1-2-12　R&Fセンタービル
氏名　日本工営株式会社　福岡支店長　渡邊　俊光

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1　目的

業務名：防衛省九州防衛局の委託による「佐賀（３）環境現況調査」において、佐賀駐屯地（仮称）の計画地周辺の環境現況調査の一環として、佐賀空港沿岸の海域における魚類の生息実態の把握を目的として実施する。

2　適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第１号、第４２号

3　使用船舶　（別紙参照）

4　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

魚類。調査に必要な最小数量として各種数個体

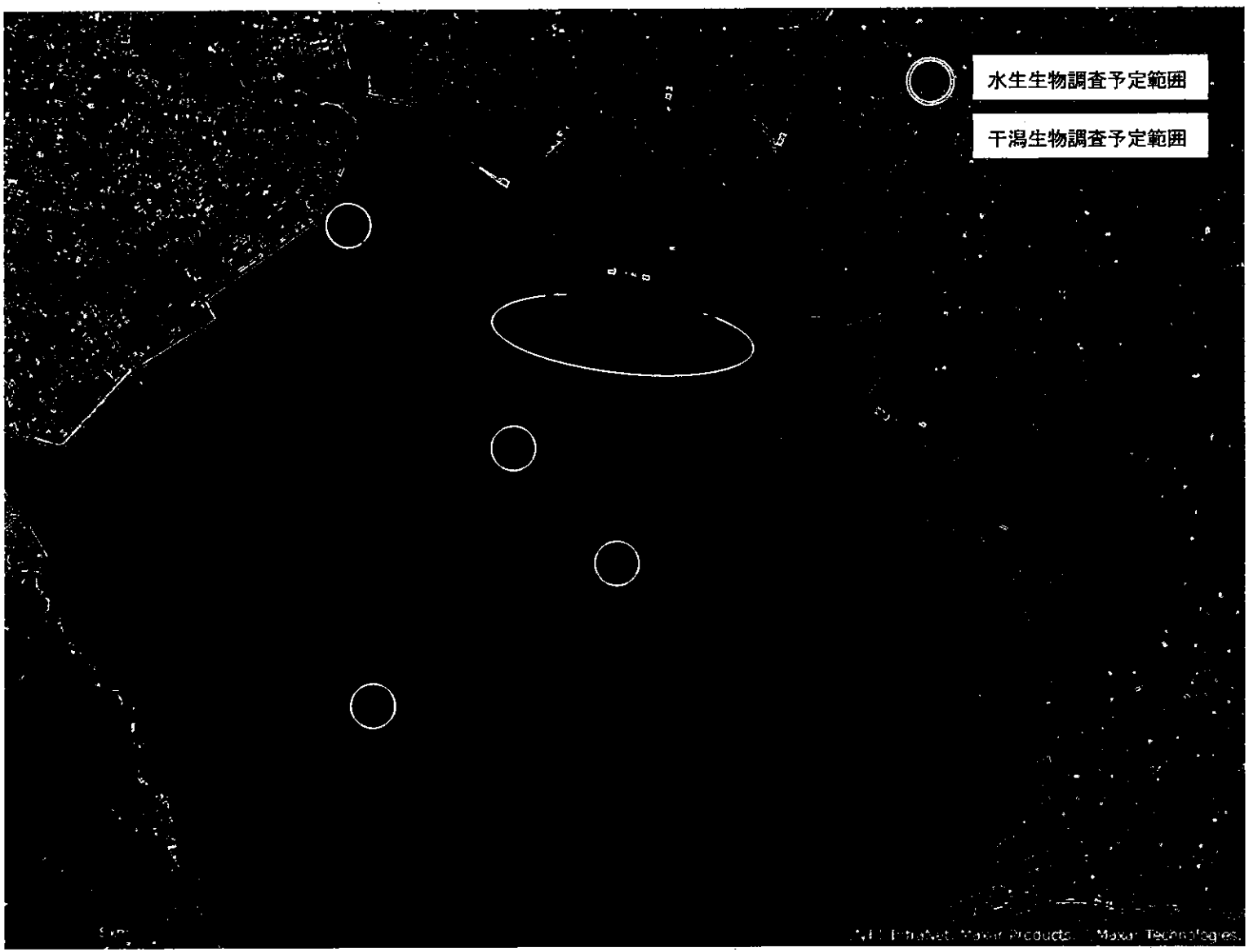
5　適用除外の期間　承認日から令和４年１２月２８日まで

6　採捕の区域　有明海（別紙参照）

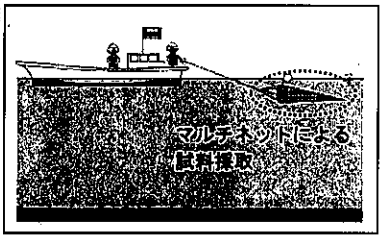
7　使用漁具及び漁法　投網、たも網、マルチネット（別紙参照）

8　採捕に従事する者の住所及び氏名　別紙参照

(別紙-1)採捕しようとする場所及び区域



(別紙-2)使用する主な調査方法

調査方法	努力量の目安	対象魚	イメージ
投網	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・ハゼ類等遊泳魚全般	
たも網	各調査対象環境区分で30分程度	・ハゼ類等底生性魚類全般	
マルチネット	約2ノット程度で10分間、表層を水平曳き	・遊泳魚類全般	

(別紙-3)採補に従事する者の住所及び氏名

住　所	氏　名
[redacted]	

使用船舶一覧

No.	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名
1	[redacted]				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

有明海における魚類調査実施についての同意書

佐賀(3)環境現況調査に伴う生物調査の実施について、同意致します。期限は令和4年12月28日とします。

令和4年5月19日

佐賀市西与賀町大字屋外821番地
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 [illegible]

日本工営株式会社

福岡支店　渡邊　俊光　殿

水 産 第 8 4 6 号
令和４年５月20日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

令和４年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の許可方針（案）について（諮問）

令和４年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和４年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業許可方針

第１　制限措置

１　漁業種類

あみ１そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

１０隻

３　船舶の総トン数

１．５トン未満

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海

６　漁業時期

７月１５日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和４年７月１５日から令和４年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和４年５月３０日から令和４年６月３０日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、１０件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

３　令和４年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が１０件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

4　合計数が１０件に到達した日以降から令和４年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

1　令和４年５月３０日から令和４年６月３０日における受付数が１０件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　令和３年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（2）　令和３年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（3）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（4）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（5）　上記（1）から（4）に該当しない者

2　令和４年６月３０日以降における合計数が１０件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（1）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（2）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（3）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（4）　上記（1）から（3）に該当しない者

第５　条件

1　次に掲げる海域以外で操業してはならない。

（1）　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　国営有明干拓福富工区南東端　　イ　住之江港導灯後灯

ウ　３１２号鋼管　　エ　３２９号鋼管

オ　３３２号鋼管　　カ　３５８号鋼管
キ　３６０号鋼管　　ク　３９６号鋼管
ケ　３６５号鋼管及び３９６号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明干拓地区有明工区堤防との交点

（２）　５２０号鋼管、５０５号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

２　上記１（２）の海域については、第１種区画漁業権（のり養殖業）及び第３種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

海面漁業権の一斉切替えについて

1 漁業権の種類

行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、定置、区画、共同の 3 種があります。

2 存続期間

○令和５年８月 31 日に共同・定置・区画漁業権が期間満了となるため、新規漁業権を免許します。

○存続期間は、共同漁業権は 10 年、定置・区画漁業権は５年です。

3 各漁業権について

（1）共同漁業権

○ 海面では第１種（あわび漁業、うに漁業等）、第２種（小型定置網漁業等）、第３種（飼付け漁業、築磯漁業等）、第４種（特定海面において営む寄魚漁業等）、第５種（内水面漁業）があります。なお、本県では第４種共同漁業権の免許はされていません。

○ 第１種共同漁業権の内容とすることのできる水産動植物の種類は藻類、貝類及び農林水産大臣が指定する定着性の水産動物（なまこ、いせえび等の 14 種）に限られ、魚類やイカ類などの遊泳するものは内容とすることができません。なお、第１種共同漁業権により生じる権利は、漁業権の内容となっている水産動植物にのみに及びます。

本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
第１種共同漁業権	23	1
第２種共同漁業権	23	1
第３種共同漁業権	6	2

（2）定置漁業権

○一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、身網の設置場所の最深部が最高潮時で水深 27 m以上のもの。

本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
定置漁業権	2	0

（3）区画漁業権

○第１種（のり・わかめ養殖、魚類小割式養殖、かき垂下式養殖）、第２種（くるまえび築堤式養殖）、第３種（あさり地まき式養殖等）があります。

本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
第１種区画漁業権	112	328
第２種区画漁業権	3	0
第３種区画漁業権	4	168

4 免許制度及び主な手続き（下線部は、新漁業法施行に伴い改正された手続き等）

○漁業権の免許にあたり、都道府県知事は５年ごとに、海区漁場計画を定めます。

○海区漁場計画は、水産資源の持続的利用の確保や海面の総合的な利用推進のため作成します。

○海区漁場計画は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときはおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）が設定されていること、及び団体漁業権として区画漁業権を設定することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること、が必要とされています。

※漁業権の免許の優先順位が撤廃されます。現存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しますが、これ以外の場合は地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許します。

○都道府県知事は海区漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならず、聴取した意見を検討し、その結果は公表しなければなりません。

○都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。

○海区漁業調整委員会は、海区漁場計画の案に意見を述べようとするとき、公聴会を開き、利害関係人等の意見を聴かなければなりません。

参考

（定義）

第六十条　この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2　この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3　この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一　身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県にあつては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（陸奥湾の海面として農林水産大臣の指定するものをいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二　北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4　この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一　第一種区画漁業　一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業

二　第二種区画漁業　土、石、竹、木その他の物によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三　第三種区画漁業　一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5　この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一　第一種共同漁業　藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二　第二種共同漁業　海面（海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めて告示する水面を含む。以下同じ。）のうち農林水産大臣が定めて告示する湖沼に準ずる海面以外の水面（次号及び第四号において「特定海面」という。）において網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの三　第三種共同漁業　特定海面において営む地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）

四　第四種共同漁業　特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五　第五種共同漁業　内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

6　この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　専ら漁業に従事する船舶

二　漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
7 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以下この章において「団体漁業権」と総称する。）に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。
8 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。
9 この章において「保全沿岸漁場」とは、漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場として都道府県知事が定めるものをいう。
（海区漁場計画）
第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。
2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項
イ 漁場の位置及び区域
ロ 漁業の種類
ハ 漁業時期
ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）
ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）
ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項
二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項
イ 漁場の位置及び区域
ロ 保全活動の種類
ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項
（海区漁場計画の要件等）
第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。
二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において

「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

6

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

（漁業権の存続期間）

第七十五条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、区画漁業権（真珠養殖業を内容とするものその他の農林水産省令で定めるものに限る。）及び共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

2 都道府県知事が海区漁場計画又は内水面漁場計画において前項の期間より短い期間を定めた漁業権の存続期間は、同項の規定にかかわらず、当該都道府県知事が定めた期間とする。